**大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例及び施行規則が改正されました！**

　大阪府では、蜜蜂の飼育を幅広く把握するため、養蜂振興法（以下、法）による飼育届の対象者以外にも「大阪府蜜蜂の飼育の規制に関する条例（以下、条例）」で飼育届の提出をお願いしていました。

しかし、平成24年の法改正に伴う飼育届の対象範囲拡大により条例の届出対象者が減少したため、数年間の運用を踏まえた結果、下記のとおり改正を行いました。（施行日：平成30年3月28日）

　今後とも蜜蜂の適正な飼育に努めていただきますようお願いします。

**改正の概要**

１．条例による飼育届の廃止

○農作物等の受粉目的での飼育（※）

○密閉構造の管理施設での飼育

○上記以外の飼育　・・・　法による飼育届が必要

※受粉目的であっても、採蜜する場合は飼育届が必要です。

２．蜜蜂飼育者が設置する標識の変更

飼育届が不要

蜜蜂飼育中

につき注意！

飼育者が掲示することとされている標識について、「蜜蜂を飼育している旨を記載した標識」とし、様式を削除しました。巣箱設置場所付近の見やすい場所に標識の設置をお願いします。（様式は自由です。）

＜標識の一例＞

～本件に関するお問い合わせはこちらまで～

大阪府環境農林水産部　動物愛護畜産課　畜産衛生グループ

住所：〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16

電話：06-6210-9618　 ＦＡＸ：06-6613-6276